三　がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合

四　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）を行う場合

五　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

六　第二号から前号に掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ　国の行政機関（前項第一号に掲げる者を除く。）　適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

ロ　大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

ハ　民間事業者　医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

七　法第二十六条第一項第一号に規定する特定健康診査等、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

八　社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合

九　加入者の同意を得た者又は加入者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた事業団（事業団から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合

十　事業団から委託を受けた者が、当該委託を受けた短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業に関連する事務を行う場合

十一　独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十一条の規定により医療費を支給する場合（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第三十九条の二　［略］

2　［略］

3　法第四十七条の三第一項第三号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　［略］

二　法第二十六条第一項（同項第二号から第七号までを除く。）及び同条第二項に規定する福祉事業の実施に関する事務

三　［略］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第三十九条の二　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］［号を加える。］

二　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。